

(前提) 広域自治体である県として、今年度予算措置された事業(復興に向けた各種交付金等)や福島特措法に基づく各種制度(復興特区等)を最大限に活用し、復興を進める。

取組方針

【Ⅰ 予算要望の基本的考え方】

- 県の総合計画・復興計画や国の福島復興再生基本方針等を踏まえて行う。
- 基本方針等に基づく国の取組の進捗状況を把握し、その結果を踏まえて行う。
- 実際に制度化されることを見越して、事業内容や予算額について具体的な提案ができるよう予め準備しておく。
- 要望する項目は、緊急性、重要度を重視しつつ、県全体として整合性のある取組とする。
- 復興庁の概算要求スケジュールを見据えて取り組む。

【Ⅱ 予算要望の5つの視点】

- ① 市町村等の実情・課題をしっかりと把握し、国の施策に反映
- ② 福島特措法及び基本方針に基づく政府予算の確保及び施策拡充
 - 〔基本方針に照らして未措置または不十分な項目の要望〕
 - 〔避難指示の解除など、基本方針策定後の状況変化を踏まえた施策の追加・拡充の要望〕
 - 〔必要に応じて基本方針への反映を要望〕
- ③ 福島の復興を推進する具体的な制度改正及び政府予算確保
 - 〔県として復興に不可欠と考えている項目の要望〕
- ④ 浜通り地域の産業基盤の再構築に必要な施策に関する政府予算確保
 - 〔福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会の検討内容の実現に向けた要望〕
- ⑤ 「新しい東北」の提言を踏まえた、地域づくりの先進モデルとなる施策の要望

(以上、6月までに整理が必要)